東大和市公示第 59 号

市税等の督促状が送達不能につき、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２及び東大和市税条例（昭和２６年条例第７号）第１５条により下記のとおり公示する。

なお、督促状は市長が保管しているので、送達を受けるべき者の請求があればいつでも（土曜、日曜、祝日を除く）東大和市役所行政管理部納税課において交付する。

令和8年 11月 16日

東大和市長　和地　仁美

記

送達を受けるべき者の氏名	税　目	年度	通知書番号	期　別
赤城　豊	市都民税・森林環境税（特別徴収）	8	8822	2
	国民健康保険税		7763	2
				3